

## 食事制限



友達のお医者さんに健康診断の結果をみてもらったところ、いろいろな数値に問題があることが判明しました。

健康診断の結果的には「要再検査」まではいかずに、「経過観察」で踏みとどまっていたのですが、お医者さんの立場からみるとぜんぜん踏みとどまられていないとのことでした。厚生労働省の基準値は甘めに設定されているようです。

そこで、本気で食事制限に取り組んだところ、2月で9キロのダイエットに成功しました。かなりストイックにやっています。まわりからも「痩せたね」と言われるようになりましたが、更なる体質改善を目指して頑張りたいと思います。幸いにも野菜と魚を食べることが苦にならないので、今後も無理なく食事制限を継続できそうです。

## 裁判所の管轄

どの裁判所に訴訟提起をするかという問題です。たとえば、都内在住の原告が取手在住の被告に対して貸金200万円の返還を求める場合、霞が関と龍ヶ崎の2か所に管轄がありますが、管轄が複数あるときは、弁護士にとって都合のよい裁判所を選択できます。私がこの事件を受任する場合には移動の時間を考えると当然に龍ヶ崎の裁判所に訴訟提起をすることになります。

## 相続の放棄

亡くなった人の遺産は相続人が引き継ぎます。プラスの財産の方が多ければそのまま相続してしまっても問題ないですが、遺産がトータルでマイナスの場合、すなわちプラスの財産を上回る多額の借金があるような場合にも原則として相続人が遺産を引き継ぐこととなります。そうすると、相続人にとって酷なので相続を放棄する制度が用意されています。

相続放棄をするためには、相続開始があったことを知ったときから3か月以内に家庭裁判所で手続をすることが必要です。この手続自体はとても簡単なのですが、3か経過後に実は借金があったことが判明したような場合には、裁判所も相続放棄を受理するのに慎重になります。このような事情のある場合には、3か月のカウント開始時期を遅らせる主張をし、これが認められれば裁判所も相続放棄を受理してくれます。事実関係の詳細な報告が求められますし、判例を正しく理解していないといけないので、このような事情のある場合には弁護士に依頼してしまった方が無難でしょう。

## 取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手2-10-15 ナガタニビル5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

## 弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設